

議提第19号

(仮称) 北本市子どもの権利条例の制定を求める決議

会議規則第14条の規定により、(仮称) 北本市子どもの権利条例の制定を求める決議を次のとおり提出する。

平成22年12月16日 提出

提出者	北本市議会議員	阪井	栄見子
提出者	北本市議会議員	串田	英夫
提出者	北本市議会議員	伊藤	堅治
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	湯澤	清訓
賛成者	北本市議会議員	桂	祐司
賛成者	北本市議会議員	岸	昭二
賛成者	北本市議会議員	島野	和夫
賛成者	北本市議会議員	福島	忠夫
賛成者	北本市議会議員	黒澤	健一
賛成者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	横山	功
賛成者	北本市議会議員	三宮	幸雄
賛成者	北本市議会議員	高橋	節子

北本市議会議長 加藤勝明 様

## (仮称) 北本市子どもの権利条例の制定を求める決議

1989年11月20日、世界の指導者たちは国連総会で「子どもの権利条約」を採択するという歴史的決定を下した。

今年、採択から20年を迎え、「子どもの権利条約」は、史上、最も幅広く批准されている人権条約になった。

このことは、全世界の子どもたちが「生存し育つ権利」、「暴力・虐待・搾取から保護される権利」、「子どもたちの最善の利益を考慮に入れた行動がとれる権利」に保護され、子どもらしく育ち、使命ある大人へと成長していくことができるようになったのである。

わが国は、この条約を1994年（平成6年）4月22日、世界で158番目に批准したが、国連子ども権利委員会は、日本に対して様々な勧告を行っている。

北本市では、市制30周年にあたる平成13年の10月25日に、子どもたちが1年間をかけ、自らの手で創案した北本市児童憲章が制定された。

「わたしたちは、緑にかこまれた北本の未来のために、明るく、たくましく、自分の道を進んでいくことを約束し、ここに北本っ子未来へのちかいを定めます」と定められたこの誓いは、これまで北本市の子どもたちに語り継がれ、未来に向かって大きく成長し、羽ばたいてきた。

しかし、現代の子どもたちを取り巻く環境は大変厳しい。虐待、孤独、いじめ等、その多くは、子どもたちと周囲の人との関わりによる悲しいできごとである。

このような中、子どもたちが一人の人間として個を認められ、喜怒哀楽を共有できる家族、地域、学校などの温かい見守りのなかで健全に育まれるようにするためにも、北本市議会は「子どもの権利条約」に基づき、子どもの権利を理解し、地域全体で育むため、市制40周年の佳節にあわせ、北本市が（仮称）「北本市子どもの権利条例」を制定することを強く要請する。

以上、決議する。

平成22年12月16日

北 本 市 議 会